

庁舎機械警備業務委託契約書（案）

委託者 福島県（以下「甲」という。）は、受託者（以下「乙」という。）との間に下記の条項により会津保健福祉事務所庁舎機械警備業務に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、会津保健福祉事務所内における警備対象物件に係る火災、盗難及び不法行為を防止し、よって、庁舎等の建物その他の財産を保護し、かつ安全を確保するために、関係法規及び以下に定める事項により警備業務を行うことを目的とする。

（業務の内容）

第2条 乙はこの契約に定めるもののほか、別紙②の仕様書に従い、前条に定める契約の目的を確実に履行するため、この契約期間中、契約金額をもって業務を実施するものとする。

2 仕様書に明示されていないもので必要軽微なものについては、甲乙協議の上、対応するものとする。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、令和8年3月1日から令和13年2月28日までとする。ただし、翌年度以降、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、本契約を変更又は解約することができるものとする。

2 前項のただし書きの場合において、甲はこれによって生じた乙の損害については、その責めを負わない。

（契約保証金）

第4条 福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条第1項第4号によりこれを免除する。

（契約金額）

第5条 令和8年3月1日から令和13年2月28日の5年間に係る金額は円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金）とし、月毎支払額及び年度ごとの金額は別紙①のとおりとする。

なお、本契約により乙が業務を開始した日、または本契約が終了した日が月の中途である場合、その月の業務委託料は、別紙①の月別支払額をその月の日数で除して得た額にその月の業務を提供した日数を乗じて得た金額とする。その際、月別支払額を除した額に端数が生じた場合、円未満の端数については切り捨てるものとする。

（業務の履行）

第6条 乙は、甲の指定する係員の指揮監督のもと、誠実にこの業務を履行しなければならない。

（業務に係る機器及び配線等の設置及び撤去）

第7条 乙は、委託業務を開始するにあたり、必要な機器及び配線等を設置する場合は、別紙仕様書によるものとし、設置が完了したときは、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、契約期間の終了、契約の解除、又は契約の変更等により、設置した機器及び配線等を撤去する必要がある場合は、その場合に定める仕様書によるものとし、撤去が完了したときは、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

3 第1項及び第2項にかかる経費は、乙の負担とする。

（検査）

第8条 甲は、前条の報告書を受理したときは、速やかに業務の履行について確認を行わなければならない。

2 前項の検査の結果不合格となり、業務の補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行うものとし、これに要する経費は乙の負担とする。

3 乙は、前項の規定により命ぜられた補正を完了したときは、甲に補正完了の届を提出して検査を

受けなければならない。この場合の再検査の期日については、第1項の規定を準用する。

(毎月の報告義務)

第9条 乙は、毎月の業務遂行の状況を取りまとめて、業務報告書（報告書の名称は問わない。以下、「報告書」という。）により翌月15日まで甲に報告するものとする。

(報告書の確認)

第10条 甲は、前条の報告書を受理したときは、10日以内に業務の履行について確認を行わなければならない。

2 甲は、前項の確認の結果、業務の補正が必要となった場合又は要望事項等ある場合は、速やかにその内容を書面により乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の書面を受理したときは、甲と協議して当該補正を行う、又は要望に応えるよう努めなければならない。これにより契約の変更等が必要な場合は、第12条によるものとする。

(委託料の請求及び支払)

第11条 乙は、前条第1項により適切に業務を遂行したと認められたときは、速やかに適法な請求書により月毎に委託料の支払いを甲に請求し、甲は、その支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

なお、各月の委託料の支払額は別紙①のとおりとする。

2 甲は、自己の責めに帰すべき理由により支払いを遅延した場合は、乙に対し、前項の期間満了の翌日から支払いの日まで年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

(損害負担)

第12条 業務の実施に関し、乙の責めに帰すべき理由により発生した損害のため必要を生じた経費は、客観的に証明された損害額証明に基づき、身体上の損害と財物上の損害を合わせて1事故につき金10億円を限度として、乙の負担とする。

2 前項の損害のため必要を生じた経費があるときは、甲はその事実を知った日から14日以内に書面をもって乙に通知するものとする。

(甲の免責事項)

第13条 乙に専従する警備要員の警備任務中における身体上の事故については、甲は、一切その責任を負わないものとする。

(乙の免責事項)

第14条 乙は、次の各号に起因する事故については、損害または補償の責を負わない。

- (1) 建造物、施設、または物品自体の瑕疵若しくは甲の管理上の瑕疵に基づく場合。
- (2) 天災地変、暴動、日本電信電話株式会社回線等の不通、その他不可抗力により、乙が警備を実施することが不可能になった場合。
- (3) 警備対象物件に設置した機器について、甲または甲の職員若しくは甲の関係者が、乙と協議することなく、移転、変更、撤去或いは加工等をした場合。
- (4) 甲の職員、出入業者の故意または過失に基づく場合。

(甲の解除権)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が解除を申し出たとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- (3) 乙が第18条の規定に違反したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員

による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 契約の相手方が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

（5）乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4項各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（6）前5号の一に該当する場合を除く他、この契約に違反しその違反によって契約の目的を達成することができないと甲が認めるとき。

2 甲は、第1項に定めるもののほか、この契約を必要としない事由が生じたときには、乙に対し、30日前までに書面にて解約の通知をしたうえで、契約を解除することができる。

（契約が解除された場合等の違約金）

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

（1）前条第1項の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合。

（2）乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項（2）に該当する場合とみなす。

（1）乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人。

（2）乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人。

（3）乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等。

（契約の変更等）

第17条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、または一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第18条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務をいかなる方法をもってするを問わず、譲渡し、

承継させ、または担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託等の禁止)

第19条 乙は、委託業務の全部又は一部を他に委託し、あるいは請け負わせてはならない。ただし、書面によりあらかじめ甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(談合による損害賠償)

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第15条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、(1)又は(2)のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づき不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売にあたる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違法行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定により課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(遅延利息等の相殺)

第21条 この契約に基づく遅延利息、違約金または賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを契約代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。なお、延滞利息については、年2.5%の割合とする。

- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、または参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、または調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部または一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(秘密の保持)

第22条 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。)は業務上知り得た秘密を他人にもらしてはならない。この契約終了後も同様とする。

(個人情報の保護)

第23条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らねばならない。

(警報機器)

第24条 乙が業務実施のため設置する機械、機器、その他の器具(以下警報機器という)は、乙の所有に属する。警報機器の種類、個数、設置場所は添付図面によるものとする。

- 2 甲は契約物件の増改築、模様替え、レイアウトもしくは用途変更をしようとするときは、その日から起算して15日前までに乙に通知するものとする。
- 3 契約物件の増、改、新築により既設の警報機器の移動または変更等の必要が生じた場合は、事前に乙に通知するものとし、当該工事費は甲が負担する。また、甲乙協議により新たに警報機器の付加が必要と認められた場合も同様とし、これに伴い業務委託料を改定する必要が生じた場合、甲乙協議の

上決定するものとする。

- 4 乙は警報機器を常に円滑に運用できるよう適宜点検を行うものとし、点検の都度その結果を甲に報告するものとする。
- 5 甲は、警報機器の取扱いについて過誤のないよう日常注意をするとともに、警報機器の故障、または異常を発見したときは、直ちに乙に通知するものとする。
- 6 警報機器配線の自然消耗により、乙の業務提供に支障が生じた場合は、業務開始日から起算して5年間に限り、乙の費用負担で配線の補修または取替を行うものとする。

(代表者変更の届出)

第25条 乙は、代表者に変更があったときは、遅滞なく代表者変更に係る登記簿謄本、その他のこれを証する書面を添えて甲に届け出なければならない。

(契約外の事項)

第26条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙誠意をもって協議のうえこれを解決するものとする。

(紛争の解決方法)

第27条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 福島県会津若松市城東町5番12号

福島県

福島県会津保健福祉事務所長 笹原 賢司

乙

支払額一覧表

【月別】

(単位：円)

年 度	月	金 額	左記金額のうち取引に係る 消費税及び地方消費税の額
令和7年度	3月		
令和8年度 ～令和13年度 (令和13年度は 2月まで)	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
	1月		
	2月		
	3月		

【年度別】

(単位：円)

期 間	金 額	左記金額のうち取引に 係る消費税及び地方消 費税の額
令和8年3月1日から令和8年3月31日		
令和8年4月1日から令和9年3月31日		
令和9年4月1日から令和10年3月31日		
令和10年4月1日から令和11年3月31日		
令和11年4月1日から令和12年3月31日		
令和12年4月1日から令和13年2月28日		

(注) 「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に10/110を乗じて得た額である。